

(株)福島明工社 行動計画（女性活躍推進法）

社員が仕事と生活を両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標 1：年次有給休暇の取得促進を図り、取得率70%以上を維持する

<対策>

- プライベートの時間を充実させるため、年次有給休暇の取得推進を図る
- 年次有給休暇の計画的な取得を図る
- 社員の年次有給休暇取得状況を確認・発信し、年次有給休暇取得の意識付を図る

目標 2：全社員に占める女性の割合を40%以上にする

<対策>

- 令和4年 4月～ 女子学生（新卒者）の募集を増やすため、女性が活躍できる企業であることをPRする（会社案内等改定）
- 令和4年10月～ 就職説明会等で広報を行う
- 令和5年 4月～ 女子学生（新卒者）を対象とした会社説明会（工場見学）を実施